

担当：石川

営業誹謗行為の考え方を示す判例

「業務支援ソフト」事件

H22.1.28 判決 東京地裁 平成 20 年（ワ）第 10879 号

損害賠償請求事件：請求一部認容

概要

被告の製品説明にあたり、**原告製品を比較対象**とした行為に**営業誹謗行為**があったものと判断され、**損害賠償の請求が認められた事案**である。

【事案】

被告が行なった社会保険労務士の業務支援ソフトの被告製品の説明会で、被告製品と原告各製品のそれぞれの費用と機能を比較した比較表を来場者に配布した行為が不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号の営業誹謗行為に該当するとして、原告が、被告に対して、同法 4 条に基づき損害賠償の支払を求めた事案である。

【争点】

1. 本件比較表の記載は虚偽の内容か否か（争点 1）。
2. 本件比較表の記載は原告の営業上の信用を害するものか否か（争点 2）。
3. 被告の故意又は過失（争点 3）。
4. 損害額（争点 4）。

【裁判所の判断】

《争点 1（本件比較表の記載は虚偽の内容か否か）》

商品の需要者等に配布された文書の記載内容が不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号の「虚偽」にあたるかどうかは、文書の受け手が、記載された事実について真実と反するような誤解をするかどうかによって決すべきであり、具体的には、受け手がどのような者であって、どの程度の子備知識を有していたか、当該文書の記載内容をどのような状況の下で了知したか等の点を踏まえつつ、当該受け手の普通の注意と読み方を基準として判断されるべきである。

《争点 2（本件比較表の記載は原告の営業上の信用を害するものか否か）》

原告サービスに係る本件機能②の欄を×とする記載は、原告サービスの機能が実際よりも低いことを示すものといえるから、原告の営業上の信用を害するものと認められる。

《争点 3（被告の故意又は過失）》

他社の製品と自社の製品の性能や機能を比較する文書を配布する場合には、虚偽の記載をすることのない

よう、十分に他社の製品の性能や機能を調査すべきであるところ、被告は、原告サービスに含まれる「クラリネット」に「ネット de 明細」が備わり、本件機能②が備わることとなったことを容易に知ることができたにもかかわらず、リリースの事実や時期を十分確認することなく、本件比較表を作成し、被告製品の説明会において、来場者に配布したのであって、被告が、平成 20 年 3 月 17 日以降、事実と符合しなくなった本件比較表を配布したことについては、少なくとも過失があったというべきである。

《争点 4（損害額）》

被告は、被告製品の説明会を各地で開催したが、開催の時点では、説明会に配布するために作成された本件比較表の記載に虚偽の記載はなく、同月 17 日以降、上記記載のうち、原告サービスの本件機能②についてのみが事実と符合しなくなり、虚偽となった。このため、本件比較表が、配布時において虚偽の内容を含んでいたのは、同月 18 日に広島で行われた説明会及び同月 19 日に福岡で行われた説明会のみである。

また、虚偽部分も、原告サービスに係る 12 項目の機能のうち、1 項目についてのみであり、配布を受けた者も、上記 2 会場の来場者だけであり、限定されているといえるし、本件比較表の記載により、原告製品の機能について、実際に誤解した顧客がどの程度いたかも不明である。

さらに、本件において、給与明細インターネット配信システムが、平成 20 年 3 月 17 日に原告サービスに導入されたように、サービスや製品の質は将来に向けて変化する可能性があるのが一般であり、特に、本件のようなコンピュータソフトウェア関連の商品では、その傾向が顕著であるといえる。

上記来場者も、本件比較表の内容が配布時点のものであると認識していたとしても（本来、このような比較表の記載内容は、作成時点の事実が記載されているものであるから、作成日付などで、いつの時点の記載

内容であるかを確認することが求められるが、本件のような説明会において配布された以上は、配布時点の事実が記載されているものと認識すると考えられる。)、永続的なものでないことは認識していたと考えられる。

これらの事情を考慮すれば、本件比較表の配布により原告が受けた損害の額は、10万円と認めるのが相当である。

【検討】

1. 本判決は、原告に不正競争防止法上の営業誹謗行為があったものと判断され、損害賠償の請求が認められた事案である。

2. 本判決の比較表について

本判決で問題となった「比較表」は、下記のような記載だったと推測される。

原告サービス機能欄	被告製品「@ろうむ」	原告製品「ネット de 社労夢 Aタイプ」「ネット de 社労夢 Bタイプ」
1 各種保険関係 手続の申請	○	○
2 給与明細の閲覧・印刷	○	×
3 賃金や従業員台帳の閲覧・印刷	○	△※3
4 就業規則の保管・閲覧	○	△※4

3. 虚偽表示について

(1) 比較表の「×」の記載について、裁判所は、『×とする記載は、原告サービスの機能が実際よりも低いことを示すものといえるから、原告の営業上の信用を害するものと認められる。』と判断している。

(2) 一方で、「△」の記載について、原告は、『本件機能③・④の記載（△の記載）について原告サービスには、本件機能③・④が備えられているものの、これを利用するためには、顧問先側に金銭的な負担が必要である。原告は、本件機能③・④の欄の△の記載は、当該機能が存在しないか、半分以上しか存在しないとの印象を与えるものである』と主張した。

これに対して裁判所は、『上記各△の記載の横には、同程度の大きさで、それぞれ「※3」、「※4」と記載されており、△の意味が別途記載されていることは、容易にわかるようになっており、別途記載の文字の大きさも見づらい大きさとはいえない』などを理由に『本件機能③・④の△の記載は、原告主張のような印象を与えるものとはいえず、虚偽の内容であるとは認

められない』と判断した。

(3) したがって、比較表を使用する広告を作成するにあたっては、「×」の表示については、虚偽表示に該当する可能性が高いので、注意を要する。

また、「△」の表示についても、本判決では、「△」と同程度の大きさで、「※3」、「※4」と記載され、△の意味が別途記載されていることから、虚偽とはいえないと判断されている。そうすると、注釈等で説明が不十分の場合には、虚偽表示に該当する可能性はあるので、比較表を使用する広告を作成する場合、別途の説明など十分に手当てを行なう必要がある。

4. 故意又は過失について

(1) 裁判所は、『他社の製品と自社の製品の性能や機能を比較する文書を配布する場合には、虚偽の記載をすることのないよう、十分に他社の製品の性能や機能を調査すべきであるところ、』『本件機能②が備わることとなったことを容易に知ることができたにもかかわらず、リリースの事実や時期を十分確認することなく、本件比較表を作成し、被告製品の説明会において、来場者に配布した』ことから過失があったと判断している。

(2) したがって、コンピュータソフトウェア関連の商品のように、バージョンアップや仕様変更のサイクルが短い商品分野においては、対象商品の仕様に変更がないかについて、定期的に対象製品の確認が必要と考えられる。

《実務上の指針》

(1) 比較表を使用する広告を作成する場合、比較の表現方法に注意すべきである。本判決のように「×」の使用は、内容が正確でない場合、虚偽表示となる可能性が高いので注意を要すると思われる。

また、注釈書きを加える場合には、文字の大きさや位置に注意をし、見る者に誤解を与えないような表現とすべきである。

(2) 対比を行なう対象製品のモデルチェンジやバージョンアップなど、対象製品の内容に変更がないかについて、定期的に確認をするべきである。本判決のように、当初、正しい内容を表示していたとしても、バージョンアップなどで、後から、虚偽表示となる場合があるからである。

(3) カタログやパンフレットなど印刷物で比較表を使用する広告を作成する場合、対象製品に仕様変更などに備えて、小ロットで印刷するなどの工夫も重要と思われる。また、インターネットホームページは第三者に容易に目に付きやすいので、インターネットホームページ上で比較広告を掲載する場合は、要注意である。

以上